

# 長崎県高等学校文化連盟郷土芸能専門部 規定

## 【名称】

第1条 本専門部は、長崎県高等学校文化連盟郷土芸能専門部と称し、事務局を専門部長指定の学校に置く。

## 【事業】

第2条 本専門部は、本連盟の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 長崎県高等学校総合文化祭【郷土芸能部門】（郷土芸能発表大会）の開催
- (2) 専門部にかかる研修会・講習会等(活性化事業)の開催
- (3) 関係諸団体との連絡・提携
- (4) その他、本専門部の目的達成に必要な事業

## 【役員】

第3条 本専門部には、次の役員を置く。

- (1) 専門部長 1名
- (2) 専門部副委員長 1名
- (3) 委員 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名

## 【役員の選出】

第4条 専門部長は、本専門部の加盟校校長の中から選出する。

2 専門部長は、本専門部を代表し、その業務を統括する。

第5条 専門部副委員長は、本専門部の委員の中から選出する。

2 専門部副委員長は、本専門部の業務を処理する。

第6条 委員は、原則として本専門部に所属する部顧問の中から各校1名を選出する。

第7条 会計は、原則として本専門部に所属する部顧問の中から選出し、本専門部の経理を処理する。

2 監査は、原則として本専門部に所属する部顧問の中から選出し、本専門部の会計を監査する。

## 【役員の任期】

第8条 役員の任期は、原則として本連盟の規約に準じ2年とする。

## 【組織】

第9条 専門部副委員会は、本専門部の役員で構成する。

## 【会計】

- 第10条 本専門部の経費は、本連盟の配付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 専門部の予算・決算は、本連盟の会長に報告する。
  - 3 専門部の会計年度は、本連盟の規約に準じる。

## 【会議】

- 第11条 本専門部の会議は次の通りとし、専門部長がこれを招集する。

### (1) 総会

最高議決機関であり、毎年1回招集する（毎年5月）。総会は会員の3分の2の出席を持って成立し、審議事項は出席者の過半数の同意を持って可決する。

### (2) 役員会

役員会は、必要に応じて専門部長がこれを招集する。専門部の運営や郷土芸能発表大会に向けての意見交換の場とする。

## 附則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

令和3年5月7日 一部改訂